

問題 1 1 (旧平成 2 1 年度第 1 問)

警察官 A は、振り込め詐欺事件に関与した疑いの濃厚な被疑者甲について、銀行の現金自動預払機から現金を引き出す際に防犯ビデオカメラに写っていた犯人との同一性を判断するため、甲宅前路上から、同宅 2 階の居室を監視し、その窓のカーテンを開けて甲が窓越しに顔を見せた際、所携のビデオカメラで、甲の容ぼうを撮影した。また、警察官 B は、防犯ビデオカメラに写っていた犯人の右手首のあざが甲にあるかを確認するため、甲が入ったレストランに客を装って入店し、かばん内に装備した小型ビデオカメラで、飲食している甲の様子を撮影した。

警察官 A 及び B の撮影行為は適法か。

【答案例】

第1 Aの行為について

Aの行為が「強制の処分」(刑事訴訟法197条1項但書、以下法名略す。)であれば、強制処分法定主義、令状主義(218条1項、憲法35条)に反し違法となる。

1 ここで、「強制の処分」とは、個人の意思を制圧し、重要な権利利益の制約を伴う処分をいうと解する。

(1) 本件で、まず、Aの撮影行為は、甲に反対意思形成の機会を与えていないので甲の意思を制圧するものといえる。

(2) では、重要な権利・利益の制約はあるか。

たしかに、Aの行為は、甲宅居室内というプライバシー空間にいる甲の容ぼうを撮影しており、甲のプライバシー権(憲法13条後段)を制約する行為とも思える。

しかし、Aは、甲宅居室内を路上から撮影したに過ぎず、甲宅の敷地内から撮影したわけではない。甲がたまたまカーテンを開けたところを撮影したものであり、これは、路上を通行している第三者からも見ることができる状況である。このように公道上から見えるような姿態については、被撮影者も見られることを受忍しているといふべきであり、撮影されたとしてもプライバシー権の制約があったとまではいえない。

(3) よって、重要な権利利益の制約はなく、「強制の処分」に当たらない。

2 甲の行為が任意捜査であるとしても、人権侵害の危険があるので無制約に許されることにはならない。比例原則

(197条1項本文)から、①その者が犯人であるという合理的な疑いがある場合において、②当該捜査の必要性があり、③相当な方法により行われたといえる場合は適法となると解する。

(1) 本件で、甲は振り込め詐欺事件に関与した疑いが濃厚であるから、甲が犯人であるという合理的な疑いがある(①充足)。

また、詐欺は重大事件(刑法246条)であるし、振り込め詐欺は、犯人が逮捕されるまで犯行が続くという傾向があるので、被害拡大を防ぐべく犯人特定のため防犯カメラの者が甲であるか確認するために甲の容ぼうを撮影する必要がある(②充足)。さらに、Aは望遠レンズ等を用いて通常肉眼で見えない細部まで撮影したわけではなく、肉眼で公道上から見える状況をそのまま撮影したにすぎず、甲のプライバシーへの配慮もなされている。また、撮影時間も甲がカーテンを開けて窓越しに顔を見せた短時分である。

よって、方法としても相当と言える(③充足)。

(2) よって、Aの行為は適法である。

第2 Bの行為について

1 Bの行為も、まず、「強制の処分」にあたるか、検討する。

(1) 本件で、Bは、撮影につき甲に反対意思形成の機会を与えていないので、甲の意思を制圧するものといえる。

もっとも、Bが撮影している場所は、レストランという誰でも立入り可能な公共の場であり、このような場所においては、誰からでも容ぼう等を見られることは受忍しているといえる。

よって、プライバシー権すなわち重要な権利利益の制約があったとまではいえない。

(2) 以上から、「強制の処分」にはあたらない。

2 では、任意捜査として適法となるか。

(1) 本件において、まず、前述のとおり、甲が犯人であるという合理的な疑いはある(①充足)。

次に、犯罪の重大性は前述のとおりである。加えて、犯人には右手首のあざがあるので、かかる犯人の特徴が甲にもあるかどうかを確かめる必要があるところ、食事の際には手を動かすので手首が見える可能性が高い。そうすると、甲が犯人であることを特定するため、Bはレストランという場所において甲の手首を撮影する必要があったといえる(②充足)。

では、方法の相当性についてはどうか。

本件で、確かに、Bの撮影は、レストラン関係者の承諾もなく客を装って盗撮という方法で行われており、相当性を欠くとも思える。

しかし、予め甲が当該レストランに入って食事することを予測することは困難であるし、甲の食事中に、レストランに側に説明しているうちに甲に気づかれる可能性もある。

また、甲に気づかれないよう撮影するには、盗撮という方法を用いるのはやむを得ない。Bは、甲の手首を対象を絞って撮影したものと思われ、甲のプライバシーに対する配慮もなされているし、周囲の一般人が撮影の際に映りこんだとの事情もないので一般人に対するプライバシー侵害もない。

かかる事情からすれば、撮影方法としても相当であったといえる(③充足)。

(2) 以上から、Bの撮影は適法である。

以上

問題 1 1 論点

- ・「強制の処分」
- ・任意捜査の限界